別図第四号の八の八の三　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第37条の27の11の3第3号関係)

搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
±(3×13／14×B／5.55＋0.25／126)MHz	－10log(5550×8000／8192／10×B／5.55)dB／10kHz	上限
±(3×13／14×B／5.55＋0.25／126＋1／14)MHz	－(20＋10log(5550×8000／8192／10×B／5.55))dB／10kHz	上限
±(3×13／14×B／5.55＋0.25／126＋3／14)MHz	－(27＋10log(5550×8000／8192／10×B／5.55))dB／10kHz	上限
±(3×13／14×B／5.55＋0.25／126＋22／14)MHz	－(50＋10log(5550×8000／8192／10×B／5.55))dB／10kHz*	上限

＊　空中線電力が0.025×B／5.55Wを超え2.5×B／5.55W以下の無線設備にあつては－(73.4＋10logP)dB／10kHz、空中線電力が0.025×B／5.55W以下の無線設備にあつては－57.4dB／10kHzとする。

注1　複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量－10log(5550×8000／8192／10×B／5.55)dB／10kHzを上限とすることができる。

2　Bは、デジタル放送の標準方式第35条第1項の周波数帯幅(単位MHz)とする。

3　搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定範囲は、搬送波の周波数を中心として±2.5×BMHzとする。

4　上表にかかわらず、202.5MHzの周波数における空中線電力Pの上限は、以下に示すとおりとする。

空中線電力	202.5MHzにおける空中線電力の上限
P＞1,000／6W／MHz	－62.4dBW／10kHz
1,000／6≧P＞100／6W／MHz	10log(P)－20－65dBW／10kHz
100／6≧PW／MHz	－72.4dBW／10kHz